

令和4年度第2回 介護職員初任者研修 学則

公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター

(目的)

第1条 高齢者の就業支援のため、広範多岐にわたる福祉ニーズに対応した介護サービスを提供するために必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 研修事業の実施主体は、公益社団法人名古屋市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）とする。

(研修課程及び学習形式)

第3条 愛知県が定める介護職員初任者研修課程で、通学形式とする。

(研修事業の名称)

第4条 公益社団法人名古屋市シルバー人材センター介護職員初任者研修 令和4年度第2回とする。

(実施場所)

第5条 講義科目、演習科目の実施は下記の場所にて行う。
名古屋市高齢者就業支援センター
〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1

(研修期間)

第6条 令和4年11月17日から令和5年2月7日（別紙日程表のとおり）のうち、25日間とする。補講も含め、原則として8か月以内で修了することとする。

(研修カリキュラム及び講師)

第7条 研修カリキュラム及び講師は、別紙研修日程表のとおりとする。

(使用教材)

第8条 テキストは、『介護職員初任者研修テキスト1巻・2巻（出版：中央法規）』を使用する。

(科目の免除)

第9条 科目免除の取り扱いは行わない。

(募集時期)

第10条 受講者の募集については、令和4年10月1日から令和4年10月20日までとする。

(募集)

第11条 受講者の募集については、別途応募チラシを作成し、広く市民から募ることとする。なお、定員を超える応募があった場合は、抽選により受講者を決定する。

(受講資格)

第12条 受講資格については、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
(1) 名古屋市内在住55歳以上で、心身ともに健康で介護の業務に従事しようとする者
(2) 全日程受講できる者

(定員)

第13条 1回20人とする。

(受講手続)

第14条 本人確認書類の提示をもって、受講の手続きを完了するものとする。本人確認については、以下のいずれかの原本の提示により行うものとする。

- (1) 健康保険証
- (2) 運転免許証
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) 年金手帳
- (5) マイナンバーカード表面

(守秘義務)

第15条 当センターは、研修事業運営上知り得た受講者に係る秘密の保持を留意し、個人にかかる情報を第三者に漏洩してはならない。また、研修受講者がサービス提供現場見学等において知り得た個人の秘密を他に漏洩しないよう十分な事前及び事後指導を行うものとする。

(受講料等)

第16条 受講料は無料とし、テキスト代は5,500円(税込)とする。ただし、補講を受けようとする場合の受講料については、事業者が定める金額によることとする。

(欠席等の取り扱い)

第17条 全課程を受講しなければならないため、遅刻、早退、欠席は認めない。ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、第7条に定める研修時間数の概ね1割を上限とし、第6条に定める修業年限内に補講等の代替措置により当該科目に出席したものとみなすことができるものとする。

- 2 補講できる単位は、原則として「項目」とする。なお、補講日については、当センターが指定する日とする。

(研修修了の認定方法)

第18条 研修修了の認定については、第7条に定めるカリキュラムを全て履修及び研修日ごとにレポートを提出し、以下の修了評価を行った上、修了認定の基準に達した者に対して行う。

- (1) 修了評価は愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領別紙1-2に定める「修了時の評価ポイント」に沿って評価を行う。
- (2) 修了評価は第7条に定める全科目を履修した者に対して1時間の筆記試験を実施する。
- (3) カリキュラム「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」においては、介護に必要な基礎知識の理解及び生活支援技術の習得状況の評価を実技試験も併せた方法により実施する。
- (4) 認定基準は次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で実施した上で、C以上で評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて、当センターの指定する日に再試験を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(受講者の取消し)

第19条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

- (2) 就職意欲が欠ける者
- (3) 事務局の指示に従わない者
- (4) 研修の秩序を乱す者
- (5) その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第20条 第18条により修了を認定された者には、当センターにおいて愛知県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(不慮の事態における対応)

第21条 地震その他の災害または不慮の事態等により、研修の継続または実施が困難になった場合は、研修の準備が整い次第、研修を再開または実施する。

- 2 前項の場合は、実施場所または日程等の変更を行うことがある。

(苦情等に対する対応)

第22条 研修に関する苦情があったときは、事務局は誠心誠意対応するものとし、特に必要と判断した場合は、当センター内に苦情処理委員会を設け、適切に対応する。

- 2 苦情処理委員会の委員については、その都度定める。

(受講者の個人情報の取扱い)

第23条 当センターが研修事業運営上知り得た受講者に係る個人情報については、第三者に提供しない。ただし、受講手続きや講習期間中にいただいた情報は、以下の場合に提供・利用する。

- (1) 講師委託先であるパーソナルケアサポート株式会社に講習運営上必要な情報のみ提供する。
- (2) 研修修了者を修了者台帳に記載し、愛知県が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (3) 講習運営、他の事業案内等に利用する。

(研修担当部署及び連絡先)

第24条 研修担当部署及び連絡先は下記のとおりである。

公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター

名古屋市高齢者就業支援センター事業担当

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 御器所ステーションビル4階

TEL 052-842-4691 FAX 052-842-4894